

平成 30 年 3 月 23 日
302 会議室

平成 30 年第 6 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成30年第6回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成30年3月23日(金)

開会 午後 3時

閉会 午後 4時34分

休憩① 午後 4時29分～午後 4時30分

2 場 所 302会議室

3 出席者

教育長 小 町 邦 彦

教育委員 松 野 登 田 中 健 一

伊 藤 憲 春 佐 伯 雅 斗

署名委員 伊 藤 憲 春

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 栗原 寛

教育総務課長 庄司 康洋

学務課長 浅見 孝男

指導課長 小瀬 和彦

統括指導主事 金井 誠

教育支援課長 矢ノ口美穂

統括指導主事 川崎 淳子

学校給食課長 南 彰彦

生涯学習推進センター長 五十嵐 誠

図書館長 土屋英真子

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 西上 大助 安藤 悦宏

案 件

1 議案

- (1) 議案第10号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第11号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第12号 立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第13号 立川市学校運営協議会設置規則の制定について
- (5) 議案第14号 立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の制定について
- (6) 議案第15号 立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について
- (7) 議案第16号 教育委員会職員の人事異動について

2 協議

- (1) 若葉台小学校の開校式について
- (2) 立川市学校運営協議会の設置について

3 報告

- (1) 立川市生涯学習推進審議会の中間答申について
- (2) 中央図書館等のエレベーターの改修工事について
- (3) 平成30年第1回立川市議会定例会報告について

4 その他

平成30年第6回立川市教育委員会定例会議事日程

平成30年3月23日
302会議室

1 議案

- (1) 議案第10号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第11号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第12号 立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第13号 立川市学校運営協議会設置規則の制定について
- (5) 議案第14号 立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の制定について
- (6) 議案第15号 立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について
- (7) 議案第16号 教育委員会職員の人事異動について

2 協議

- (1) 若葉台小学校の開校式について
- (2) 立川市学校運営協議会の設置について

3 報告

- (1) 立川市生涯学習推進審議会の中間答申について
- (2) 中央図書館等のエレベーターの改修工事について
- (3) 平成30年第1回立川市議会定例会報告について

4 その他

◎開会の辞

○小町教育長 ただいまから、平成30年第6回立川市教育委員会定例会を開催いたします。
署名委員に伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 はい。

○小町教育長 教育委員の皆様にお諮りいたします。立川市教育委員会会議規則第10条で、会議の時間は午後4時までとなっていますが、同条ただし書きの規定に基づき、会議時間を1時間延長して午後5時までとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。それでは、会議を午後5時までといたします。

次に、議事内容の確認を行います。本日は、議案7件、協議2件、報告3件でございます。
その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、議事進行についてお諮りいたします。1議案(7)議案第16号、教育委員会職員の人事異動について、は人事案件でございますので非公開として取り扱いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 それでは、1議案(7)議案第16号、教育委員会職員の人事異動について、は4その他終了後に非公開として取り扱います。

次に、出席者の確認を行います。栗原教育部長、お願いいたします。

○栗原教育部長 本日の第6回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、金井統括指導主事、教育支援課長、川崎統括指導主事、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎議 案

(1) 議案第10号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

○小町教育長 それでは、1議案(1)議案第10号、立川市教育委員処務規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

庄司教育総務課長、説明をお願いいたします。

○庄司教育総務課長 それでは、議案第10号、立川市教育委員処務規則の一部を改正する規則について、説明いたします。

まず、この処務規則でございますが、教育委員会事務局の組織及び事務分掌を定めている規則でございます。今回、提案する理由は、事務分掌の見直しをするためでございます。

具体的には、生涯学習推進センター、生涯学習系の事務に、学校支援ボランティア事業を加えるものがメインとなります。それと併せて、文言の整理をしたものでございます。

簡単ではございますけれども、説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第 10 号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 10 号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(2) 議案第 11 号 立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について

○小町教育長 続きまして、1 議案(2)議案第 11 号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

庄司教育総務課長、説明をお願いします。

○庄司教育総務課長 それでは、議案第 11 号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、説明をいたします。

今回理由としては、第一小学校のほうに設置をする学校共同事務室を導入するためでございます。これは初年度、平成 30 年 4 月から、中央線以南の一中校区、三中校区、八中校区の 9 校について、共同処理をするためのものでございます。ご覧いただきまして条文の最後、第 25 条に、平成 30 年度から導入する学校事務共同事務室の規定を設けるものでございます。

第 1 項として、学校に係る事務を共同して処理し、及び支援するため、学校事務共同事務室を置く。第 2 項として、学校事務共同事務室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める、ということでございます。

この第 2 項の別に定めるもの、これは要綱等をこれから整備してまいります。そういったことを考えております。

なお、ほか複数ページにわたって条文等が変わっておりますが、これも文書法政課という専門部署と調整しながら、文言の整理したものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 私もこれ比べてみながら、より分かりやすく的確な表現になったなと思いました。

その 1 点は、まず第 4 条は、ちゃんと主語が前にきましたね。2 点目には、第 15 条の「内容が正確かつ中正である」、これによって必要十分条件が満たされたような意味合いになった。

3 点目には、養護主幹がおりますね。「養護をつかさどる」、これを入れたという、そして共

同事務室。こういう点からして、きちんと整理されたというふうに思いました。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 1点お伺いします。第7条の8ですが、必要に応じ、主任、担当者等（以下「主任等」という。）を置くことができる、と。この中の「必要に応じ、主任、担当者等」というと、どのような方を指されるのか、よろしくお願いします。

○小町教育長 庄司教育総務課長。

○庄司教育総務課長 こちらにつきましては、例えば特別支援関係の教員であるとか、そういう主幹教諭、主任教諭以外の、見えてこない介助員であるとか、様々学校を支援する教員がおります。そういった部分の主任あるいは担当者等ということで、そういうのを想定しているところでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第11号、立川市立学校管理運営の規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第11号、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

（3）議案第12号 立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について

○小町教育長 続きまして、1議案(3)議案第12号、立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

浅見学務課長、説明をお願いいたします。

○浅見学務課長 議案第12号、立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本議案は、平成30年度に新小学校1年生を対象とする入学準備金を支給するために必要な文言等、例えば就学を予定する者、未就学児、という文言を追加し、併せて内容を修正し、さらに文言を整理するものでございます。

入学準備金を支給するために改正した主な内容は、申請については第3条、認定については第4条、支給方法については第7条で追加等をしております。

また、申請書につきましては、新たに第1号様式を追加いたしました。様式については、文言等を修正したものをほかにも作成しておりますが、今回は新たに追加した第1号様式を添付させていただいております。

説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 3点お伺いしたいと思います。

1点目でございます。新年度、つまり平成30年度の就学援助については、大体何世帯ぐらいあるのか。

2点目ですけれど、入学準備金の前倒し支給額、市全体ではどのぐらいの額になるのか。

最後でございます。当市の就学援助世帯の過去3年間の増減、そして今後3年間の増減の見通し、これはどのように変わってございますか。よろしくお願いいたします。

○小町教育長 浅見学務課長。

○浅見学務課長 就学援助について、3点ご質問をいただきました。

1点目の新年度の就学援助世帯についてでございます。現在、先週から始まりました就学援助の受付をしているところでございます。見込みでは昨年度よりやや減少して、世帯ではなくて人数ですけれども、小学校が大体1,000人前後、中学校が600人前後、合わせて1,600人前後ではないかと見込みは立ててございます。

2点目の入学準備金の前倒し支給額が市全体でどのくらいかというご質問でございます。中学校の入学準備金、ここでちょうど振り込みは完了しておりますが、平成29年度は180人、8,532,000円でございます。来年度の入学準備金につきましては、これはあくまでも見込みですけれども、小学校が200人で8,120,000円、中学校が210人で9,954,000円を見込んでおります。小学校、中学校、単価がそれぞれ違いますので、中学校のほうが単価が高いので、額としては大きくなります。合計で小中合せて410人、18,074,000円を予算計上しております。

最後のご質問の立川市の就学援助の過去3年間の増減について、ご質問でございます。立川市の就学援助につきましては平成22年度がピークでございました。要保護、準要保護合わせて2,590人、児童生徒に占める認定率が20.57%でした。平成22年度をピークに年々減っておりまして、過去3年間で申し上げますと、認定率ですが平成26年度が18.16%で2,231人、これは要保護、準要保護両方合わせた数字でございます。平成27年度が17.05%、人数が要保護、準要保護、計2,099人、平成28年度は16%の1,968人ということで、毎年ここ3年間は100人から200人要保護、準要保護の人数、減少しております。

今後の見通しでも景気の動向にかなり左右されますが、来年度は一番最初の質問でお答え申し上げたとおり、平成28年度、29年度に続きまして微減というふうに見えております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 3点ほどお伺いしたのですが、突然の質問で、その中でしっかりした回答をいただいて感謝申し上げます。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第 12 号、立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 12 号、立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(4) 議案第 13 号 立川市学校運営協議会設置規則の制定について

○小町教育長 続きまして、1 議案(4)議案第 13 号、立川市学校運営協議会設置規則の制定について、を議題といたします。

小瀬指導課長、ご説明をお願いいたします。

○小瀬指導課長 では、議案第 13 号、立川市学校運営協議会設置規則の制定について、ご説明をさせていただきます。

理由でございますが、ご案内のとおり、平成 29 年 3 月 31 日、昨年(平成 28 年)の 3 月 31 日に改正され、平成 29 年 4 月 1 日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 47 条の 6 の規定によるものでございます。

1 枚おめくりいただき 1 ページでございますが、立川市学校運営協議会設置規則、ポイントとなる内容について説明をさせていただきます。

第 1 条は、本協議会設置の目的でございます。第 2 条は、設置条項でございます。

第 3 条、ここはポイントとなるかと思いますが、学校運営に関する基本的な方針の承認でございます。対象学校の校長は、(1)教育課程の編成に関する事、(2)学校経営に関する事について、協議会の承認を得なければならないとしたこととでございます。

第 4 条は、学校運営等に関する意見の申し出について定めたものでございます。

2 ページ目をご覧ください。(1)組織、(2)予算、(3)施設、(4)その他学校運営の改善に関する事について意見を述べることを定めしました。

第 4 条第 2 項は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対して意見を述べることを定めしました。ただし、(特定の職員の任用に関する事項を除く)、と条件を入れてあります。人事の公正性を保つためでございます。

第 5 条は、学校運営に関する評価。第 6 条は、住民の参画の促進等のための情報提供。

第 7 条は委員の任命で、協議会の委員は 10 人以内とし、2 校以上の学校で 1 つの協議会を置く場合、例えば立川第八中学校、新生小学校が該当しますが、協議会の委員は 15 人以内とし、教育委員会が任命をいたします。3 ページをご覧ください。(1)から(7)のうちから、教育委員が委員を任命いたします。

第 8 条は任期、第 9 条は、会長及び副会長の役割で、第 10 条は、会議の招集とその方法で、

協議会は、委員の定数の過半数の出席をもって、議事は、可否同数のときは、会長の決するところによります。

第11条は意見の聴取。第12条は報酬、第13条は、守秘義務の順守。第14条は、会議は公開を原則とし、第15条は、教育委員会による研修の実施。

第16条は、教育委員会は協議会の適正な運営の確保をするための措置を講じるとしました。第17条は、教育委員会による委員の解任、第18条は、運営に必要な事項を定め、第19条は、委任についてでございます。

この学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールについて説明をさせていただきましたが、大きく変わる点は3点あるかと思います。

1点目は、今までの学校支援地域本部事業は、あくまでも地域から学校支援という一方向でございました。例えば花いっぱい運動ということをやると、地域から協力してくださる農家の方が来ていただいて、学校の中だけで花いっぱい運動を展開していたという例がございます。今回は地域から学校、また逆に学校から地域へと双方向の働きかけ、成果が上げられるようになります。花いっぱい運動ですと、学校だけで閉じているのではなくて、子どもたちと地域の方が一緒になって、学校はもちろんのこと地域の環境整備をしていこうというように、まちづくりに参画していくというような方向に大きく変わります。

2点目は、特定の教職員、特にこれは立川市の特徴でございますが、特定の教職員の任用あるいは転出させるということとはできないということとは出てございます。ただし、若手教員とか、逆に、若手が多いからベテランの教員がほしいというような意見は申し出ができるようにしてございます。より地域の声を公正・公平に吸い上げることができるようにした配慮でございます。

3点目は、これは非常に重要ですが、このようなコミュニティ・スクールになってきますと、学校内外の特に人、物、物というのは情報も入ります、が非常に増大してまいります。したがって、これまで以上に学校運営ではなくて経営マネジメントが校長には求められてまいります。したがって、教育委員会事務局としましても、校長、副校長研修会はもちろん、教育委員会でも昨年度ご紹介をさせていただきましたが、実際の組織マネジメントの仕方とか、どういう経営マネジメントをしていったらいいのかと、どちらかというと、今までの学校教育ではあまりふれられてこなかった、そういう経営マネジメントの研修を次年度、重点的にしていくことで校長先生方の支援をしていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今、大きく変わる点で3点、どちらかというと学校と地域の双方向、これによってより価値的というか効果的な力を発揮するということ。あと、人事関係については地域の声を公正・公平に拾い上げるんですと、特定の個人を指すのではないとか、その上で人、物、

情報について、しっかりと経営マネジメントを進めていきたいということで、私もそれを伺って安心いたしました。現場の校長先生方もきっと安心されてしっかり体制が進むものではないかと思いますので、今後大いに期待しています。よろしくお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。松野委員。

○松野委員 何より職員の任用については、ああ、このとおりだなと思いながら聞いておりました。私から質問1点ですが、第3条、学校運営に関する次の各号に掲げる事項について、承認を得なければならない。この内容が2点であります。第4条は、校長に対して意見を述べることができる、この内容が4点あります。これ、よく他市のものを見たりしますと、これらはみんな校長が説明し、承認をもらう事項にもなったりするのですが、特にここを分けたという意図は何かあったのでしょうか。質問です。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 非常に意図がありまして、教育長に強力なご指導をいただきながら立川市ならではのものにしていこうということと、何のためと言ったら、それが地域のためであり、学校のためであり、子どものためになる、そういう点から大きく変えてございます。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 現場の校長先生は多分そういう意味では、いろんな方々がやっていけるコミュニティ・スクールの実現を目指しているのではないかなと、今そういう安心感を覚えました。

さてそういたしますと、どうでしょう、今、課長の話の中で4点の何が違うか。その1番、私は地域から学校を支援するばかりではなくて、地域、学校との双方向でやる。ならばどうでしょう、第2条の協議会の設置の意義の中に、これは学校運営協議会の設置の規則ですから、参考までに聞いてください。最後の、「学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに」、例えばこの辺りに「学校と地域の連携協働を一層推進しながら」という文言がもし入るならばどうでしょう、より一層双方向の意味合いが明瞭になってくるのではないかなと思って提案であります、いかがでしょうか。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 前向きに検討させていただきたいと思います。ただ、1点申し上げたいのは、この一つのコミュニティ・スクールが出てきた背景、教育長のお話であれですけど、実は非常にコミュニティが崩壊している。そういう中で、今までは学校を支援、そうじゃなくて、学校づくりを同時にみんなの目標として地域をつくり直していこうという、そういう背景がありますので、今いただいたご意見はとても同方向だなと思っております。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 各学校の環境といたしますか、あるいは状況も違いますから、やはりどこの学校でも目指すことが可能な、そういう状況を整えていくことが一番だろうと私思っております。そういう点ではご検討いただければありがたいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 今、松野委員から出た考え方も大事ですが、もう一度このことを現場でこれから

具体的に進めていくわけですが、そういう中でこれまで社会に開かれた学校経営、カリキュラムマネジメント、ネットワーク型の学校経営、そういうものが様々関わってくるんですね。そういうことがこの学校運営協議会の方々にも理解できるような、そういう説明をされるとより効果的に力が発揮できるのではないかと思いますので、またご検討ください。

○小町教育長 私も一言述べさせていただきますと、実は国の雛型では、私どもで意見を述べるができるという項目が、逆に承認を得なければならないほうに入っていたんですね。私これを読みまして、雛型どおり案はつくったのですけれど、それを見まして、立川市において、やはり今までネットワーク型を培ってきて、その到達点として運営協議会を設置するという位置付けもあるわけで、そういったことを総合的に勘案すると、やはり学校経営がしっかりとまわりやすい方向性にもっていかなければいけないだろうということがございまして、承認というのは大変に重いわけでございますので、文科省の方針としては、教育課程と学校経営に関しては承認事項にさせていただきたいと。ほかに関しましては、それぞれの自治体の判断でよろしい、人事に関しても、もちろん1項目つけることはよろしいという文科省の確認もとらせていただいた上で、このような形に留めさせていただきました。

それから、両委員からお話があったとおり、このコミュニティ・スクールの運営協議会を一つの柱として、その大きい柱の下に地域学校協働本部という、実は全校で発足するわけでございまして、今までの学校支援事業本部を発展的に組織替えするものですが、それとセットになっていく事項でございまして、ご指摘があった部分は文書法政とも調整しますけれども、この文言に盛り込むか、あとは地域学校協働本部のほうでその意を汲むかということ調整させていただければと思っています。

○小町教育長 ほか、ございますか。松野委員。

○松野委員 私この案を見たときに、これはやはり市民科の大きな要になるなというふうに思いました。小中連携の中でこの辺りどう有効に働かせていくか、これは大きな、一番のポイントになっていくだろうな。指導課のほうでも、いい参考となる見本だとか、あるいは情報、そういったものを是非、現場に流していただきたいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第13号、立川市学校運営協議会設置規則の制定について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第13号、立川市学校運営協議会設置規則の制定について、は承認されました。

◎議 案

(5) 議案第14号 立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に

関する規則の制定について

○小町教育長 続きまして、1 議案(5)議案第 14 号、立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の制定について、を議題といたします。

矢ノ口教育支援課長、説明をお願いします。

○矢ノ口教育支援課長 それでは、議案第 14 号、立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の制定について、ご説明をいたします。

これまで特別支援学級や通級指導学級の通学区域に関しては要綱で定めをしており、指定校変更等のご希望があった場合には、通常の学級の通学区域について規定している指定校変更等の取扱いに関する要綱を準用してまいりました。

去る 2 月 22 日の第 4 回定例会においてご審議いただきましたとおり、平成 30 年 4 月は若葉台小学校の開校や緑町の通学区域等変更に伴い立川市立学校の通学区域等に関する規則の一部改正がございます。加えまして、特別支援学級についても松中小学校まつのみ学級の開設に伴うくわのみ学級の通学区域の分割や、小学校全校に特別支援教室が設置されることによる小学校情緒障害等通級指導学級という呼称の廃止、また、難聴言語障害通級指導学級きこえとことばの教室の移転など、諸々の変更が生じることとなりました。

そこで通常の学級の取扱いと整合をとりつつ、根拠の明確化を図るため特別支援学級及び通級指導学級の通学区域につきましても規則で定めることとし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条 1 項の規定に基づきまして、このたび新たに規則の制定をお諮りするものです。

既に平成 29 年度より通学区域に関する事務の分掌は学務課に一本化し統一的な対応に努めているところではございますが、特別支援学級等の就学相談や転学相談に伴う保護者のご相談窓口は引き続き教育支援課にて対応し、市民にとって分かりやすく、また必要に応じて一人ひとりの児童生徒の教育的ニーズに配慮した判断が適正に行えるよう連携をとってまいります。説明は以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 整理がされて、分かりやすくなりました。

ところで、私、第 6 条を見て、ああやっぱりそうだなと思ったのは、通級指導学級の変更を希望する保護者は、教育委員会に申し出て承認を受けなければならない、要するに相談する余地はありますよということを述べていると思いますが、これ通級学級、支援学級ではいかかですか。質問です。

○小町教育長 矢ノ口教育支援課長。

○矢ノ口教育支援課長 これは通級指導学級について定めたものではございますが、特別支援学級につきましても、こういった指定校変更のご希望をいただくことはよくございます。就学相談の中で、よりその児童生徒の教育的ニーズや、また身体的な、合理的配慮の観点から

指定校の変更を行う場合はございますので、取扱いとしては同じように柔軟に対応するところでございます。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 ありがとうございます。皆さん安心すると思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第 14 号、立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の制定について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 14 号、立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の制定について、は承認されました。

◎議 案

(6) 議案第 15 号 立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について

○小町教育長 続きまして、1 議案(6)議案第 15 号、立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について、を議題といたします。

五十嵐生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○五十嵐生涯学習推進センター 立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について、説明をさせていただきます。

本案は、平成 30 年 3 月 31 日をもって任期満了となります現行の第 8 期の委員の方につきまして、4 月 1 日より第 9 期に入るということで改めての委嘱ということでございます。

主な内容といたしましては、第 9 期におきましては第 6 次の生涯学習推進計画の策定などがございすことから、基本的には留任をお願いするような形となっております。

また、2 枚目の表にございますように、一番下からお二人につきましては市民公募となっておりますので、こちらの方につきましては 3 月 16 日に市民公募選考委員会を開催いたしまして、そちらで 6 名の応募の中から 2 名の方を選考したという形になっております。

説明は以上のとおりでございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第 15 号、立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 15 号、立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について、は提案のとおり承認されました。

◎協 議

(1) 若葉台小学校の開校式について

○小町教育長 続きまして、2 協議(1)若葉台小学校の開校式について、を議題といたします。
庄司教育総務課長、説明をお願いいたします。

○庄司教育総務課長 それでは、若葉台小学校の開校式について、説明いたします。

説明に入る前に、まず 3 月 3 日に、けやき台小学校の開校式、3 月 10 日に若葉小学校の開校式、続きまして 3 月 16 日につきましては、両校の卒業式を開催させていただきました。若葉小学校には松野職務代理にご出席いただきまして、けやき台小学校は代表して小町教育長に参加をしていただきまして、告辞の披露させていただきました。両校とも開校式が終わった後ではございますけれども、すごく厳かに、また本当に学校最後の行事ということで、滞りなくできたことを報告させていただきます。

それでは、開校式について説明をさせていただきます。

開校式が終わりましたので次は開校式ということで、4 月 6 日金曜日、1 時半から受付 1 時間ということで、体育館で行ってまいります。

主催は、今回開校式ということですので設置者である立川市、立川市教育委員会と若葉台小学校でございます。

式次第、開校式と若干構成が違ってございますが、開式の言葉、国歌斉唱、開校宣言、開校宣言になります。

開校宣言の後、市長から一言ご挨拶をいただこうと思っております。教育委員会告辞、校長式辞、来賓の方の式辞、議長を想定してございます。来賓・参列者紹介とありまして、職員の紹介、ここは簡単、校長、副校長、その他職員ということで紹介をさせていただきます。閉式の言葉ということでございますが、7 番の参列者紹介の後に、児童代表の言葉というのをできる方向で調整しております。このままでもよろしいのですが、やはり児童からの言葉があったほうが良いということで調整をしておりますので、当日はこれが披露できるということになっております。

出席者は記載のとおり、開校式と同様のレベルの方を出席者として招待しておりますが、ただ、各小学校、中学校の校長先生方は同日に入学式がありますので、あるいは入学式の前ということで九中の校長先生のみが参加ということでございます。若干コンパクトになる予定でございます。また、時間的にも開校式ほど時間はかからずに、子どもの代表の言葉があるのみですので、若干コンパクトかなと思っています。

これは平成 31 年 2 月頃に、校歌・校章のお披露目を兼ねて開校式典を盛大に行う予定がございますので、まずはスタートとして開校式ということでございます。そのような内容でござ

ざいますので、一旦、開校式はこういう形で進めさせていただきたいと思います。

告辞でございます。

おめくりいただきまして、告辞につきましては事前にご覧になられていると思いますが、このような形で告辞を案として提案させていただくものでございます。案でございますので、この場でご意見を頂戴して修正等でできればと思っております。

説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 式次第のことで少し気になったのですが、校長は式辞ですが、来賓の場合はお祝いで祝辞のほうが、これが一般的だと思いますがいかがでしょうか。

○小町教育長 庄司教育総務課長。

○庄司教育総務課長 祝辞にさせていただきます。一般的には祝辞が正しいかと思いますが、祝辞を述べるということだと思いますので、祝辞に換えさせていただきたいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員

○田中委員 若葉台小学校の告辞について、気がついたところを、非常によくできているのですが私の考えを幾つか申し上げます。

1 点目は、中ほどですが「少子高齢社会の進展の中」とありますが、分かりやすくする表記で「今日、少子高齢化社会が進む中」という形にしたらどうでしょうか。

2 点目は、「変化の速い」のところですが、これだけ変化が激しい世の中ですので、「変化の激しい」としてはいかがでしょうか。

3 点目は、次に、『学び』は～重要であります。」と。実はその後の文章と重複します。したがって、ここは削除してはどうでしょうかということです。

4 点目は、「これからの社会を担う人材について、」、ここで切らずにとめることによって後の文章が生きてくるのではないかと。したがって、ここから「これからの社会を担う人材づくりが急務となっています。」と。

5 点目、「～踏まえて、地域における～」というところが出てきますが、ここは「～踏まえた上で、地域における～」と、「踏まえた上で」を付け加えたほうがいいのかと思います。

6 点目、「などを通じてその基盤」とありますが、「などを通じて、その基盤」と、通じてで区切って、その後、その基盤としてはいかがでしょうか。

7 点目、「基盤をつくるという役割があります」とありますが、基盤が非常に大事になってくるのですが、「基盤をつくるという役割が重要となります。」と。

8 点目、「地域の皆様～学校づくり～」とずっと続きますが、主語・述語と一文を整理して「若葉台小学校の学校づくりの理念は、地域の皆様にもご参加いただき作成した『共に学び共に育つ学校づくり』であります」ともっていかれてはどうかと思います。

次のところが6行にわたっての長文になっています。つまり、次代のまちを担う人づくり

を目指して、自ら学び、とずうっと続くのですが、できましたらここは、「次代のまちを担う人づくりとして、3点目指してまいります。1つ目は、自ら学び、」と3点言って、3点目は、未来や自分の人生を切り拓きと、そうしてもっていったほうが聞き手にも分かりやすいのではないかと考えております。

裏面をご覧ください。1行目、「具体的には、特色ある教育活動として～」、これも長く続いています。全体で7行続いていますが、これについては「特色ある教育活動として、三点展開してまいります。」と、そうやってもっていかれたほうがいいのかと思います。一点目、多様な異文化を理解・尊重し、云々、二点目、地域と連携しながら、響き合い、三点目、若葉町の良さを生かした小中連携教育、とをもっていったほうが聞き手にも分かりやすいのかと思いますし、強調できるのではないかと思います。

最後でございます。中ほどの終わりのところで、「この若葉台小学校の新しい歴史を皆さんの力で創り上げてください」とあります。学校というのは歴史あるいは文化、伝統を非常に大事にするものですから、できれば「新しい歴史と伝統を皆さんの力で」と、そのようにもっていかれてはどうでしょうか。

後は事務局にお任せしますので、ご検討ください。よろしくお願いいたします。

○小町教育長 庄司教育総務課長。

○庄司教育総務課長 的確なご指摘ありがとうございます。今お話しいただいて、特に3点とかという部分、あると聞き手の立場になってみるとすごく分かりやすいと思いますので、今ご指摘いただいた意見を踏まえて、もう一度事務局内で協議しまして、当日臨んでいきたいと思っています。

○小町教育長 ほか、ございますか。松野委員

○松野委員 私は若葉小学校の卒業式へ行って、子どもたちは実によく話を聞くんです。この告辞案も対象を考えながら文言が並んでおりますけれど、子どもたちは多分参加ですよ。少し子どもたちにも分かりやすい言葉というか、そういうものを使っていただけると真剣にたぶん告辞を聞くであろうと思います。もしできるのであれば、やさしくしていただけるとありがたいと思います。内容はこの内容でも十分です。

○小町教育長 庄司教育総務課長。

○庄司教育総務課長 参加する児童ですが、新6年生のみになります。100人ちょっとぐらいになると思います。今ご指摘いただいた部分、やさしくできる文章があるようであれば、前後の文脈と調整しながら、ご指摘いただいた意見を踏まえて調整していきたいと思っています。ありがとうございました。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りいたします。協議(1)若葉台小学校の開校式について、はきょうご指摘いただいた部分を含めまして改善させていただくことを前提といたしまして、承認することにご

異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、協議(1)若葉台小学校の開校式について、は承認されました。

◎協 議

(2) 立川市学校運営協議会の設置について

○小町教育長 続きまして協議(2)立川市学校運営協議会の設置について、を議題といたします。
小瀬指導課長、お願いいたします。

○小瀬指導課長 先ほどはありがとうございました。立川市学校運営協議会の設置でございますが、第五中学校区4校、第八中学校区2校、モデル校として設置をしていきたいと考えてございます。

なお、第五中学校区においては、それぞれの地域の特色がございますことから、それぞれの学校が協議会を設置いたします。第八中学校区におきましては、1つの立川市の学校運営協議会を設置するという形にしていまいたいと考えております。そして次年度、10月もしくは9月辺りまでに成果と課題、大きな方向性が見えてくると思いますので、それをにらんで平成31年度、全面実施に向けていきたいなと考えているところです。

以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りいたします。協議(2)立川市学校運営協議会の設置について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって協議(2)立川市学校運営協議会の設置について、は承認されました。

◎報 告

(1) 立川市生涯学習推進審議会の中間答申について

○小町教育長 続きまして、3報告(1)立川市生涯学習推進審議会の中間答申について、を議題といたします。

五十嵐生涯学習推進センター長、説明をお願いします。

○五十嵐生涯学習推進センター長 「学社一体」へ向けた取り組みにおける地域学習館のあり方ということで、平成29年7月に市長より諮問を受けまして、今年3月8日まで全5回の議論を審議会の中で行ったことと、10月12、13日の2日間にわたりまして第一小学校と柴崎

学習館の複合施設ということで、こちらの視察なども行いながら議論を進めてまいりまして、当日配付で大変申し訳なかったのですが、ギリギリのところまで最終的な調整が入りましたので、本日お配りさせていただきましたが、最終的に今申し上げました10月12、13日の第一小学校と柴崎学習館の視察を行ったところで、いわゆる「学社一体」が、施設、ハード面で一緒になったからといってすぐにそれが結びつくというような形ではないと。実際見た中で様々な課題が多く、「学社一体」を進めるということは非常に大切なことだけれども、ソフト面で進めていく中では、まだまだ解決しなければいけない課題が多くあるというような形で今回、中間答申という形となっております。

答申の内容を説明させていただきます。

まず大きな1番は、総論ということで、教育に関する様々な動きを記載しております。の中で、これからの教育においては、諮問を受けました「学社一体」が求められているというような記載になっております。

大きな2番、5ページになりますが、現在、立川市の教育におきまして取り組まれている部分で学校支援地域本部事業、これは平成28年度からの事業でございますが、それと立川市民科の取組、こちらが非常に重要となってくるのではないかなというような記載になっておまして、学校支援地域本部事業、平成30年度からは地域学校協働本部事業というふうに名称が変わりますが、その中で、学校だけではなく地域が一緒になって子どもたちを育てていくことが大事だという中で、それが地域の中で生涯学習という分野が非常に重要となってくるのであろうということで、そこを結びつけるのが学習館の役目ではないかなというような記載ですが、その中で学校支援地域本部事業につきましては、平成29年度の場合は29校中13校での取組ということでございましたので、まだまだその制度の中での活動が途上段階であるというような記載になっておりますことと、立川市民科の取組につきましても開始をして非常にいい取組ではあるけれども、そういったところで生涯学習との結びつきというのは、まだこれからだと。その中で地域学習館がそういったところのコーディネーター役を果たしていくべきだろうというような記載になっております。

大きな3番、8ページになりますが、ここからが実際に今、立川の教育の中で「学社一体」を進めるには具体的にどんなことをしていったらいいかなというようなことを記載させていただいていますが、冒頭に申し上げましたように、第一小学校を視察した折に、単純に学校と生涯学習の施設である学習館が一体になったことだけではなかなか進まない。そこには学校のほうの主張といいますかそういったものと、それに対して学習館のほうでどういうふうに取り組んでいくのかというところが、まだまだこれから幾つもの課題を抱えていて、そういったところを進めていくには、では具体的に何が必要なのかというところでは、まだまだ審議会の具体的な議論というところには及んでいないということから、先ほど申し上げましたような中間答申という形態をとらせていただきまして、これで市長のほうには中間答申という形での答えをしたいという形になっております。

引き続き平成30年度におきましても、具体的な取組について議論をしていこうと。先ほど

議案で審議会委員の委嘱についてもお諮りいただきましたが、こちらも引き続きという部分がありましたので、基本的に委員の方には留任をお願いしたという状況になっております。

雑駁な説明で大変申し訳ありませんが、以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 私から2つお尋ねしたいのですが、1つは、最終答申案、各論が3点出ておりますけれども、見通しとしてはいつ頃この最終答申が上がってくるのか、それについてお尋ねします。

もう1つ、五十嵐生涯学習推進センター長から冒頭にあった、最終調整が大変だったというお話ですが、最終調整というのは一体何なのかということで、私としては地域学習館と学校との関係、これが少し難しかったのかなと思います。そういう意味で全国的な動きの中で、地域学習館を教育委員会から分離して市長部局に移管しようと。そのほうがより効率的で、しかも合理性があつて機能的であると、予算についても非常に配置しやすいと。そういう動きがあつて地域学習館を教育委員会から市長部局に移管する、そういう動きが全国で起きています。そういうことも話題に出たのでしょうか、お尋ねします。

○小町教育長 五十嵐生涯学習推進センター長。

○五十嵐生涯学習推進センター長 1点目の各論のところ、いつ頃具体化するのかということでございますが、これにつきましては、審議会の第1回の開催が6月を予定しております。平成29年度は5回という中でこれについて取り組みを進めていたのですが、いつ頃というところでは、今のところ6月の第1回のときに年間のスケジュールというのでしょうか、見通しというのを審議会の中でご提示できるような状況にしたいと現在のところでは考えております。

2点目の学習館を市長部局へ移管というお話でございますが、そこまで具体的な議論というのは、この平成29年度の審議会の中では出ておりませんでした。

○小町教育長 ほか、ございますか。松野委員。

○松野委員 私、大変気になったのは10ページの(3)「学社一体」へ向けた取り組みにおける地域学習館のあり方の、(イ)その先のあり方、本制度の活用状況は芳しくないという。そしてページを戻って6ページの(イ)の学校支援地域本部事業、30日未満の学校が13校中9校という。きょうも教育委員会の議題の中で運営協議会のその先にあるものも想定しながらこの制度に、コミュニティ・スクールへ進んでいくわけでありましてけれども、その先がどうなって、我々は何をしなければいけないのかということが、まだまだ分かっていないのかな、そういう意味では情報をもっと分かりやすく提供していく必要があるのではないのでしょうか。

我々もきょう話してみて、ただ学校の運営だけが助かれば良い問題ではありませんので、きょうこの中間答申を見ながら、こういった状況を考えながら、例えば学校で何ができるのかということもやはり同時に問うていきたいというふうに思ったわけでありまして。こういう

ふうな成果をもっと分かりやすく知らせる方法はないでしょうかね、中間答申であっても。
どうでしょうか、何かいい方法がありましたら。

○小町教育長 五十嵐生涯学習推進センター長。

○五十嵐生涯学習推進センター長 私どもが今年度、この審議会とは別に担当している業務ということで学校支援地域本部事業を担当していますが、その中で指導課で実施していただきました各校長へのヒアリングの中で、どうも学校のほうでこの制度の使い方が、まだ完全に分かっていないのではないかと。そういったところでは私ども生涯学習のほうでのこの制度のご案内というのでしょうか、というのが少し足りないのかなと。その中では2年間実施しております。その2年間で実施を実際にされた学校の事例などを例に挙げまして、こういう使い方ができる、こういった使い方をしてはいかがでしょうかというような学校への周知を平成30年度では努めていきたいと考えております。

また、そういった状況を審議会にもお伝えをしていって、ここでは否定的な記載になっておりますけれども、まだ制度の活用が十分できていなかったというようなご認識をいただいて、平成30年度はこれを全校でこんなふうに進めていますと、こういった動きがあります、というようなところは情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 是非、成功させていきたいですね。もっと活性化させていきたい、こういうふうに思います。

○小町教育長 今の部分は重要なところでございまして、私からも一言述べさせていただきますと、平成30年度に向けて既定の学校支援地域本部を大きく変えて、それから、学校が独自に取り組んでいる特色ある教育活動も含めまして再構築し直しています。この審議会のほうの中間答申のご指摘で、実態上はまだ浸透していないというご指摘で、制度設計が悪いのではないかとご指摘ですが、その制度設計自体もここで地域学校協働本部ということで一方通行ではない協働本部ということで大きくギアを変えておりますので、それを今度の最終答申では踏まえて最終答申をいただければと思っています。

ですから中間答申はあくまで平成29年度まで行っていた学校支援地域本部事業に対する評価と、その先に対するご心配の指摘かなと思っていますので、先ほど五十嵐生涯学習推進センター長が申し上げたとおり、制度設計を逆にいうと立川市の場合変えているわけですから、それを丁寧に説明した上で、またご意見を賜れるように取り組んでまいりたいと思っています。

小瀬指導課長、何かございましたら。

○小瀬指導課長 教育長がおっしゃられたとおりだと思っておりますが、ただ1つ勘違いがあります。実はネーミングが変わったいろいろな背景、先ほどご説明させていただきましたが、聞いていると、十分それは協働本部事業になっているんだよ。要するに地域の方、学校、「どういうふうに今度計画しましょうか」と、こういう相談はやっているんですけど、ややもすると、こうやって会議風になって、面と向かって話し合いをすると、それは本部事業だと。

そうではなくて、コーディネーター役と学校とお互いにどういう企画をしていきますかと、同じように企画していくというのがこれからの本部事業、そういう意味では先ほど予算のヒアリングという話が出ましたけれども、そこでだいぶ認識が学校は変わってきたと。教育長が今、制度上変わったというように学校の認識もはっきりしてきた。なんだ協働本部事業だったのかということがだんだん分かってきたと。したがって意識の問題、これは事実として捉えるだけではなくて意識がちょっとどうかと。そこをより良く改善していきたいなと思っています。

○小町教育長 ほか、よろしいですか。伊藤委員。

○伊藤委員 なかなか私の頭の中で整理がつかないままお話を伺っていますけれど、最終答申というのが日程的には決まっているのでしょうか。これだけいろいろ変わってきて、新しいものが出てきて、あついい取組だなというような形になっていると、ある程度の形ができてからの評価をいただくとか、あまり急がないほうがいいのではないかなという気もいたしますので、その辺十分お考えでしょうけれども、ゆっくりとしていいものを出していただければと思います。よろしく願いいたします。

○小町教育長 五十嵐生涯学習推進センター長。

○五十嵐生涯学習推進センター長 先ほど松野委員からもお話があったように、まだ制度の理解が十分でない中で、答申が中間答申という形になっているというようなお話もありましたので、今の伊藤委員のご意見も審議会のほうにお伝えしていきながら、この制度の充実と合わせた形で答申を進められるように、スケジュール感もそんなふうに考えていけるようにしたいと思っています。

○小町教育長 最終答申案の各論の5番のところで、「学校が持つ教育資源を地域学習館にどう生かすか」というよりも、地域にどう生かすかというところで、それに地域学習館がどう変わるかというのがたぶん各論で議論されないと、また最終答申がちょっとピントがずれてしまうのかなという気がしているんですね。地域イコール学習館ではないわけで、学校が寄って立つ地域が協働関係になるというのが今回の眼目でございますので、その辺を丁寧に、先ほどご説明したとおり取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(1)立川市生涯学習推進審議会の中間答申について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(2) 中央図書館等のエレベーター改修工事について

○小町教育長 続きまして、3 報告(2)中央図書館等エレベーター等改修工事について、を議題といたします。

土屋図書館長、説明をお願いいたします。

○土屋図書館長 中央図書館等のエレベーター改修工事について、ご報告いたします。

中央図書館及び女性総合センター等の入るファーレ立川センタースクエアビルは、1階と5階を男女平等参画課が、2階から4階を図書館が管理し、市専有部分全体の施設管理は私ども図書館が行っております。

平成6年の竣工から23年が経ち、ここで1階から5階までの中央図書館と女性総合センター等の利用者が使用するエレベーター2基、7号基と8号基でございます。それと1階から4階までの図書館業務用エレベーター1基、9号基でございます、その3基を現在の油圧式からワイヤー式に改修する工事を行います。

具体的には、利便性に配慮し、利用者用の片側1基を運行しながら1基を改修し、利用者の増える夏休みまでに2基とも改修を済ませます。夏休み期間中の工事は行わず、9月に図書館内部業務用を改修するスケジュールといたしました。

この工事に伴いまして、4月から7月まで利用できるエレベーターが1台となることと、10月末まで1階に資材置き場を設置することを「広報たちかわ」3月25日号、立川市ホームページ、図書館ホームページ、館内への掲示などにより周知を進めております。

なお、溶接等の騒音や異臭を伴う工事につきましては、利用者へ配慮し、夜間工事で行います。

改修工事の実施にあたりましては、利用者と従事者の安全を第一に、施工事業者、施設課などとの連携を十分取りながら、事故のないよう進めてまいります。

報告は以上です。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(2)中央図書館等のエレベーター改修工事について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(3) 平成30年第1回立川市議会定例会報告について

○小町教育長 続きまして、3報告(3)平成30年第1回立川市議会定例会報告について、に入ります。

栗原教育部長、説明をお願いいたします。

○栗原教育部長 それでは、平成30年第1回立川市議会定例会報告をさせていただきます。

資料に沿って説明をいたします。

1、議会の日程でございますが、2月20日火曜日から昨日の3月22日まで行われました。日程表につきましては、資料1、3ページのとおりでございます。

2、初日の2月20日に、市長より平成30年度の予算提案説明がございました。

それを受け3番でございますが、代表質問ということで、各会派から1名の代表の方が代

表質問をされました。

4、一般質問でございますが、2月27日～3月1日までの3日間、一般質問がございまして、全体では16人の議員から質問が出されました。質問の件名等につきましては4ページから10ページまでの資料2をご参照ください。

その中で教育関係にいただいた質問、それと答弁、主なものだけご紹介します。

受理番号1番、伊藤大輔議員からでございます。

福祉と教育の一本化、情報ネットワーク化による支援体制ということで、ご質問いただきました。その中では障害者団体との要望に対してどのようにそれが進捗しているかということのこちらの説明をしました。また、先進市で発達教育支援システムを導入しているところがございまして、これにつきましては様々課題がありますけれど、導入に向けては検討はするということで答弁申し上げました。

受理番号2番、江口元気議員からでございます。

防災対策と避難所運営についてということでございまして、これにつきましては、いざ災害が起こったときには学校教職員が避難所運営に協力することを説明したところです。

受理番号3番、木原宏議員でございます。

立川市における今後の公共施設のあり方についてということで、砂川学習館と第五中学校について質問を受けました。砂川学習館につきましては、本来は平成30年度に大規模改修を実施する予定でございましたが、公共施設保全計画に基づく改修の見直しという大きな方向転換を図ったところでございます。それにつきましては利用者団体に説明を2月に行いました。第五中学校につきましても、平成31年度に中規模ということでございますが、全般的な公共施設の再編個別計画という計画がございまして、その検討を今しているところでございますので、その検討を終えた上で、どのように施設を改修するか等、またそこで結論が出るということでございます。

2番目としては、立川市における都市農地の今後の考え方ということで、生産緑地の問題に絡めて、地元野菜の学校給食での使用率のことの質問がございまして、これにつきましては、今後も各種の情報交換を重ねた中で地元野菜の使用拡大には努めるとご答弁申し上げます。

受理番号9番、高口靖彦議員でございます。

教育についてということで、1点目が教員の働き方改革でございます。学校の働き方改革推進プランを現在作成しているということの説明、2番目の東京都の新年度の取り組みについては、TOKYO GLOBAL GATEWAYについては、平成30年度に小学校1校が取り組むこと、プログラミング教育についても現在の取り組み状況等について説明しました。また、金融教育についても同様に今年度の実施について説明をしたところでございます。

受理番号10番、瀬 順弘議員でございます。

冬季の備えと対応についてです。積雪についてということで、通学路の除雪、小学校のある学校では地域の方が出向いて通学路の除雪をしていただいたということがあって、こうい

った事例は校長会等でも紹介して、児童の安全確保を図っていききたいということを申し上げました。通学路の安全点検につきましては、平成 24 年度から実施をして、今後につきましては 3 年間で全校を網羅するようということをご答弁申し上げました。

受理番号 12 番、中町聡議員でございます。

子どもの貧困対策と学校給食ということで、学校給食の改善ということでございますが、教育委員会でも方針を決定させていただきました新たな学校給食共同調理場、このスケジュールは、まだ現在用地が確定していないということで具体的なスケジュールはお示しできないということ。それと小学校 2 校でステンレス製食器を使っていますが、平成 30 年度予算の中でプラスチック製の P E N に変更するということを申し上げました。給食費の軽減につきましては、給食費は全て食材に充てており、保護者が負担するものということで、これは今までの考えをそのままお伝えしたところでございます。

受理番号 13 番、中山ひと美議員からは、これも給食に関するところでございます。

今年度、異物混入が多かったのも、その再発防止のことについてご説明をいたしました。P F I 事業者のあり方とそして今後どうしたら改善できるかということでございますが、P F I 事業者と毎月、業務報告会を行っていること、また、セルフモニタリングシートを確認していること、市政アドバイザーで確認をして指導をしていること等をご説明いたしました。

それと不登校の対策でございます。不登校児童の現状その要因ということでございます。スクールソーシャルワーカー等活用した中で不登校の対応をしているということ。それと平成 30 年度には、スクールソーシャルワーカーの活用の仕方を変えるということをご説明しました。また、適応指導教室において現在、タブレット端末を導入して行っていること、学校復帰プログラムや個別学習カルテを活用してきめ細かい対応を行っていることをご説明しました。

受理番号 14 番、永元須摩子議員でございます。

就学援助の拡充についてでございますが、これにつきましては就学援助の説明と入学準備金の前倒しについてご説明をしたところでございます。

小学校の統合でできる新しい小学校の課題についてでございますが、若葉台小学校の新校舎、基本設計の説明をしました。この基本設計をもとに実施設計を行うことを説明したところでございます。

受理番号 15 番、大沢豊議員でございます。

生活保護切り下げ、切り下げの影響ということでございますが、ここでは就学援助の認定率につきまして、先ほど本日の議題の中でもございましたが、そのような説明をしました。

一般質問と、こちらのほうからの答弁内容は以上でございます。

本日の資料に戻っていただいて、資料の 2 ページでございます。

5、文教委員会でございます。

文教委員会が 3 月 7 日に行われました。文教委員会の報告事項等につきましては 11 ページの資料 3 をご覧ください。

その中で本文教委員会に付託されました請願が1件ございます。「自校方式の給食の存続を求める請願」、資料4で12、13ページでございます。これにつきましては1名の議員から質問事項がございまして、こちらの考え方を述べたところでございます。最終的にはこれは継続審査という取扱いになったところでございます。

報告事項は11ページの資料3のとおり、総合政策部企画政策課から1件、教育部から合計12件、これにつきましては、ほぼ教育委員会の中でご説明をしたものでございます。

所管事項の質問、瀬議員から、学習等供用施設のマッサージチェアについて、ご質問がありました。各学供施設に1台マッサージチェアを入れているところですが、なかなか活用していないところもあるのではないかと、今後の活用等についてご質問をいただいたところでございます。

6、予算特別委員会でございます。

3月9日金曜日～3月15日まで5日間、平成30年度予算につきまして、特別委員会で審議をしていただきました。教育費につきましては最終日15日に審議をいただきました。

教育費、約2時間50分ほど審査がございまして、合計15人の方からご質問をいただきました。学校の施設のこと、学校給食の食器改善のこと、特別支援教室について、中央図書館の窓口に対して、教育費全体の推移について、平成30年度から配置する副校長補佐等について、学供施設の改修について、若葉台小学校の登下校の安全確保、スクールソーシャルワーカーの取組、図書館の電子書籍の導入の検討、部活動支援員、ランダムになってしまいますが、学校間のネットワーク、センターサーバーと校務支援システムの導入、図書館システムの更新での図書記録機能等、こういった内容についてご質問を受け、平成30年度の取組について、私どもから説明をしたところでございます。

資料の2ページをお開きください。

3月22日、昨日でございますが、議案についての審議がございました。その中で平成30年度予算、一般会計につきましては賛成多数で可決をされたところでございます。

また同日、補正予算も審議がされたところでございますが、教育費につきましては学校施設の改修に関するものを2点ご提案させていただきまして、こちらのほうのご承認をいただいたところでございます。

以上が雑駁ではございますが第1回の定例会報告でございます。

なお、第2回の市議会につきましては、今年は市議選が6月に予定されているため、5月2日が初日となります。従前より1カ月早いスタートとなります。これにつきましても第2回市議会定例会終了後に、教育委員会定例会の中でご報告をしたいと思っております。

説明は以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 受理番号13番、9ページでございます。この中で不登校の改善・解消への取組

み、この見通しについてお尋ねしたいと思います。

1つは、現在、中学校区ごとに担当を決めて、派遣型のスクールソーシャルワーカーの方々が学校からの要請に基づいて対応しているのが現状かと思います。その中で要請数に差が生じてしまうということですが、この要請数に差が生じている要因は何なのかということでお尋ねします。

もう1つは、平成30年度から現在4人のスクールソーシャルワーカーの方がおられるわけですが、これから駐在型のスクールソーシャルワーカーの方々がコーディネートして、最適な人材を派遣する方法に変えていきたいと、そういう中で一層の活用を図っていきたいということで答弁されているわけですが、具体的な今後の取り組みや見通しについてお尋ねしたいと思います。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 非常に難しい質問でございますけれども、幾つかの要因があると思っています。今までの派遣型というのは、大まかに4等分して、ほぼ学校数が同じ数になるように、それで派遣をしてございました。

そうしたときに、不登校といっても、例えば愛着障害による不登校なのか、友達とのトラブルによる不登校、いじめによる不登校、いや、実は発達障害が原因による不登校といって、一概に不登校の理由がこれだというわけではなくて、そうしますと、スクールソーシャルワーカーの方も得意分野がそれぞれございます。そういう得意分野がミスマッチをしていきますと、学校のほうは、例えば私に対応していくから、SSWに頼らずに自分たちでまずやってみようとか、また、学校からだけではなくて、保護者の母親、父親、また児童生徒、先ほど申し上げたようにいろいろな理由があります。

したがって、スクールソーシャルワーカー、教員もそうですけれども、得意分野があったり、性格もあります。そうしたときに対応の仕方にミスマッチが起こってくるというのは十分ございます。また逆にミスマッチはなくても、さらにその方に関わってもらいたいということで、逆にミスマッチではなくてマッチングし過ぎている場合です。その場合は非常に回数が増えます。というように分析をしております。お答えになったか、でも、確定はできませんけれども、確信できる理由だと考えてございます。

2点目は、先ほど申し上げたように、今までの派遣型から、今度は常駐型のスクールソーシャルワーカーを置きまして、なおかつ、今年度、1年間かけて集めましたけれども、いじめだけでなく、不登校の児童一人ひとりがどういう理由で、どういう状況で、今どうだったのかというリストを私ども昨年1年かけて、金井統括が頑張って作ってくれました。

したがって、我々は学校からの要請だけではなくて、要請がなくてもこの実態から見て、これは学校経営主事に行ってもらおう、この場合はスクールソーシャルワーカーに行っていたらこう、この場合は派遣型ではなくて、ちょっと様子全体が見えて常駐型に行ってもらおうというのを、常駐型のスクールソーシャルワーカーだけではなくて、常駐型のスクールソーシャルワーカー1人と、学校経営主事2人、生活担当指導主事1人、統括指導主事1人、

これがチームになって、学校からの要請に関してはどの人が一番よいか。それは今までのスクールソーシャルワーカーも事例、経験、それもございますので、それをもとに判断していく。それから、学校から要請がなくても「これは昨年度からちょっと心配だね」、そういうところではチームで行ったりすると。そういうふうな、今までの派遣の仕方と全く異なる点が1点です。

それから、よりネットワーク化をしております。どういうことかという、今までは学期に1回、スクールソーシャルワーカーと私ども、話し合いの場をもっていたのですが、そういう話し合いの場ですと、より個別な、リアルな事例というのは出しにくいわけです、個人情報ですから。したがって、次年度は月1回、常駐型と派遣型というかスクールソーシャルワーカーとの相談会をもって、どういう戦略をもってどう対応していくかというのが個別にも相談できる。今までは集団でしたけれども、集団ですと、より具体的な個別な事例というのは話しにくいものですから、どうしても一般化して話してしまいますので。したがって派遣システム、そしてまたその相談をどう分析するかということをネットワーク化して、より細かく対応したいと考えているところでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 1 つには、ケースによって様々な対応の仕方があるので、そのことを通しながら具体的な説明をいただきましたので、より効果的な、また効率的な不登校対策と同時に、改善・解消に向けてなお一層努力されることをお願い申し上げます。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(3)平成30年第1回立川市議会定例会報告について、の報告及び質疑を終了いたします。

○小町教育長 続きまして、4、その他に入ります。

その他はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 それでは、冒頭、議事進行についてお諮りしましたとおり、1議案(7)議案第16号、教育委員会職員の人事異動について、に入ります。

会議の冒頭で申し上げたとおり、本案件については、非公開として取り扱うことと決定しています。傍聴の方は退室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 4時29分休憩

午後 4時30分再開

◎閉会の辞

○小町教育長 次回の日程を確認いたします。次回、平成30年第7立川市教育委員会定例会は平成30年4月12日木曜日、午後1時30分から302会議室で開催いたします。

これをもちまして、平成30年第6回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後4時34分

署名委員

.....

教 育 長